

令和5年度

浜田市定員管理計画

(平成30年度計画見直し版)

計画期間 令和6年度～令和15年度(10年間)



令和5年10月
浜田市

目次

1.	はじめに.....	1
2.	これまでの取組.....	2
	(1) 主な取組.....	2
	(2) 定員適正化計画と実績の職員数の状況.....	2
	(3) 退職者数の状況.....	3
	(4) 採用者数の状況.....	3
3.	計画見直しの内容.....	4
	(1) 計画期間.....	4
	(2) 計画の対象とする職員.....	4
	(3) 職員数.....	4
4.	計画見直し後の目標値.....	5
	(1) 職員数.....	5
	(2) 職員人件費.....	5

1. はじめに

浜田市では、平成17年10月の市町村合併後、合併協定に基づいた職員削減を目指し、平成19年度に定員適正化計画を策定しました。当該計画は、平成29年度までの10年間で職員数を161人削減し、定員管理の適正化に努めるものとしたもので、管理的業務の本庁集中化、民間委託、事務事業のアウトソーシング等を実施するとともに、職員採用は前年度退職者数の3分の1に抑え、職員数削減を推進するという内容であり、自治区制度を基盤とした健全な自治体経営を目指したものとしました。平成27年4月には、消防職員を除く職員（以下、「行政部門※職員」という。）を572人にまで削減し、計画上の目標値591人に対し19人先行する形で、順調に計画を進めてきました。

しかしながら、「元気な浜田づくり」といった重点施策やふるさと寄附制度等の新規施策対応、権限移譲等の新たな行政需要等による業務量の増加で、定員管理に影響を及ぼす可能性の強くなる状況を考慮した結果、定員適正化計画を延長し、職員数の削減を弾力的な運用とする考えにより、職員数の削減の速度を緩やかにし、目標年度を平成29年度から令和3年度に4年間延長して、令和3年度職員数を539人とすることを目標とした定員適正化計画の見直しを平成27年度に行いました。

平成30年4月には行政部門職員を目標値以上の551人まで削減した一方、平成29年度中期財政計画及び財政見直しにおいて、厳しい財政運営が予測される状況が示された中、これまで以上に機能的な組織機構で、当市の行政規模に見合った適正で効率的な組織体制の構築を図るため、令和10年度の行政部門職員数を463人まで削減する新たな定員適正化計画を策定しました。この中で策定時にはまだ不明確であった定年引き上げについては、今後影響を見極め、計画を見直すこととしました。

これまで、この計画に基づき職員数の適正化を進めてきましたが、職員の早期退職もあり、令和5年4月現在の職員数は目標値である498人に対して490人と、8人少ない状況にあります。

そして現在、地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化に加え、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症等への対応など、これまで以上に大きく変化しており、デジタル技術の活用等により、様々な局面で持続可能な行政運営が一層求められる状況にあります。

こうした環境変化への対応や目標値以上に職員数が減少している現状下において、業務量に見合った適正な人員体制が必要であることから、令和5年度からの定年の段階的引き上げにより、今後は基本的に65歳まで常勤職員として勤務することになる状況を考慮して計画の見直しを行います。併せて計画の名称も、職員数の「削減」を図る観点から短時間勤務職員も含めた適正な職員数の「管理」を行う観点にシフトし、「適正化計画」から「管理計画」に変更します。

※ 『行政部門』とは、常勤職員（一般会計、特別会計、公営企業会計）のうち消防職員を除いた部門。

2. これまでの取組

浜田市では「浜田市定員適正化計画」（平成19年度策定・平成27年度見直し、平成30年度策定）に基づき、事務改善や組織機構の見直しを行いながら、採用の抑制等によって人員の削減を図ってきました。令和5年4月1日現在の行政部門の常勤職員数は490人で、計画値498人に対して、8人少ない状況です。

(1) 主な取組

- ① 職員採用の抑制
 - ※H19計画：退職者数の1/3採用、H27見直し：同4/5採用、H30計画：同2/3採用
 - ※消防職は対象外（1/1採用）
- ② 技能労務職の不採用
- ③ 支所機能の見直し及び本庁・支所業務一元化による業務集約
- ④ 事業の民営化及び民間委託等の推進
- ⑤ 事務事業の見直し
- ⑥ 再任用職員や非正規職員の活用

(2) 定員適正化計画と実績の職員数の状況（行政部門）（各年度4月1日現在）

① 常勤職員

削減目標職員数＝185人【683人(H19)－498人(R5)】

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画(H19策定)	683	665	655	647	638	630	620	605	591	573	549						
計画(H27見直し)										568	560	555	551	543	539		
計画(H30策定)													542	527	520	508	498
実績	683	664	643	630	621	606	594	578	572	568	558	551	536	512	504	486	490
差	0	△1	△12	△17	△17	△24	△26	△27	△19	0	△2	△4	△6	△15	△16	△22	△8

② (参考) 短時間勤務職員

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画(H30策定)													20	39	42	43	55
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	17	33	31	31	23
差													△3	△6	△11	△12	△32

※計画上は「再任用職員」

③ (参考) ①常勤職員＋②短時間勤務職員

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画	683	665	655	647	638	630	620	605	591	568	560	555	562	566	562	551	553
実績	683	664	643	630	621	606	594	578	572	569	559	562	553	545	535	517	513
差	0	△1	△12	△17	△17	△24	△26	△27	△19	1	△1	7	△9	△21	△27	△34	△40

※H30までは短時間勤務職員は計画対象外

(3) 退職者数の状況（行政部門）

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
前年度退職予定者数	35	28	13	11	13	11	13	21	19	21	24	15	28	27	14	20	17
前年度退職者数	35	29	27	20	15	23	20	27	23	24	29	22	31	46	25	28	30
差	0	1	14	9	2	12	7	6	4	3	5	7	3	19	11	8	13

※再任用職員及び任期付職員を除く

(4) 採用者数の状況（行政部門）

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用予定者数	8	10	3	3	4	3	3	6	17	17	16	10	19	12	7	8	7
採用者数	8	10	6	7	6	8	8	11	17	18	20	15	17	22	16	10	20
差	0	0	3	4	2	5	5	5	0	1	4	5	△2	10	9	2	13

※再任用職員及び任期付職員を除く

3. 計画見直しの内容

今回の見直しでは、令和5年度からの定年の段階的引き上げによる影響を反映します。

〔定年引き上げ制度の概要〕

- ① これまで60歳であった定年年齢が、令和5年度から令和13年度にかけて2年に1歳ずつ引き上げられ、65歳になります。
- ② 60歳超の職員は、非管理監督職に役職定年します。
- ③ 60歳超の職員の給料は、それまでの7割水準になります。

期間	定年
～令和 5年3月	60歳
令和 5年4月～令和 7年3月	61歳
令和 7年4月～令和 9年3月	62歳
令和 9年4月～令和11年3月	63歳
令和11年4月～令和13年3月	64歳
令和13年4月～	65歳

(1) 計画期間

【見直し前】平成31年度から令和10年度までの10年間

【見直し後】令和6年度から定年の段階的引き上げ完了後の令和15年度までの10年間

(2) 計画の対象とする職員

【見直し前】定年は60歳、消防職を除く常勤職員を対象

【見直し後】① 定年引き上げに伴い、65歳までの職員を対象

- ② 消防職を除く、任期の定めのない職員、再任用職員及び任期付職員を対象
※短時間勤務職員も対象とします。

※消防職については、個別に検討を行うため、本計画の対象としていません。

※技能労務職については、引き続き不採用の方針です。

(3) 職員数

定年の段階的引き上げ期間中は、定年退職が2年に一度となりますが、職員採用は毎年度平準化して行います。また、基本的にこれまでは60歳の定年退職後は65歳まで再任用等の短時間勤務職員となっていました。今後は定年引き上げにより65歳まで常勤職員になります。これらを踏まえ、職員構成上の60歳超の職員を短時間勤務から常時勤務へ見直しつつ、職員全体の総数は見直し前の目標値を維持します。

【見直し前】	R10	⇒	【見直し後】	R15
常勤職員	457人		常勤職員_60歳以下	453人
再任用短時間勤務職員	47人		常勤職員_60歳超	66人
会計年度任用職員等	20人		短時間勤務職員	5人
計	524人		計	524人
技能労務職員	6人		技能労務職員	4人
合計	530人		合計	528人

4. 計画見直し後の目標値

(1) 職員数

職員数の年次計画は次のとおりです。

【見直し前】

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
常勤職員	487	481	479	473	466	457						
再任用短時間勤務職員(退職者の7割)	55	45	41	48	46	47						
会計年度任用職員等(退職者の3割)	24	19	18	21	20	20						
計	566	545	538	542	532	524						
技能労務職員	11	10	8	8	7	6						
合計	577	555	546	550	539	530						

【見直し後】

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R15-R5
常勤職員_60歳以下	464	469	474	478	476	475	476	471	465	459	453	△11
常勤職員_60歳超	14	20	25	28	35	37	36	45	54	60	66	52
短時間勤務職員	20	22	14	12	9	7	5	5	5	5	5	△15
計	498	511	513	518	520	519	517	521	524	524	524	26
技能労務職員	15	15	13	12	11	9	8	8	6	5	4	△11
合計	513	526	526	530	531	528	525	529	530	529	528	15

(参考)

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
前年度退職者		9	9	2	10	7	9	7	16	6	17	
新規採用者		20	13	10	12	13	11	16	14	15	17	

※技能労務職員を除く

(2) 職員人件費

職員人件費を推計した結果は次のとおりです。

【見直し前】

(単位：百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
常勤職員	4,027	3,989	3,986	4,004	3,950	3,864						
再任用短時間勤務職員	204	167	152	178	171	174						
会計年度任用職員等	62	49	47	55	52	52						
計	4,293	4,205	4,185	4,237	4,173	4,090						
技能労務職員	88	80	80	64	56	48						
合計	4,381	4,285	4,265	4,301	4,229	4,138						

【見直し後】

(単位：百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R15-R5
常勤職員_60歳以下	3,892	3,915	3,962	3,998	3,978	3,958	3,966	3,902	3,835	3,767	3,698	△193
常勤職員_60歳超	95	136	159	180	222	243	240	311	362	418	458	363
短時間勤務職員	86	93	65	58	47	40	33	33	32	32	32	△54
計	4,073	4,145	4,186	4,237	4,247	4,241	4,239	4,245	4,230	4,218	4,189	116
技能労務職員	107	101	93	83	77	64	53	50	37	32	25	△81
合計	4,180	4,246	4,280	4,320	4,324	4,306	4,292	4,295	4,266	4,250	4,214	34

浜田市 定員管理計画

令和5年度

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市総務部人事課

TEL : 0855-25-9130

E-mail: jinji@city.hamada.lg.jp
